

大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター指定管理者

# 選 定 審 査 報 告 書

大和市文化創造拠点等運営審議会

平成30年1月15日

## 大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター指定管理者選定審査報告書

大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターの指定管理者候補者の選定にあたり、大和市文化創造拠点等運営審議会（以下「審議会」という）は、申込者から提出された申込書類の審査及び公開の審査会を実施しました。

このたび、審議会による審査を終了し、次のとおり指定管理者候補者を選定しましたので報告します。

### 1. 施設の概要

|      |                           |               |     |
|------|---------------------------|---------------|-----|
| 名称   | 大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター      |               |     |
| 所在地  | 大和市中心林間一丁目3番1号（旧市営緑野住宅跡地） |               |     |
| 施設規模 | 建築面積2,196.68㎡             | 延床面積3,944.57㎡ |     |
|      | 建物構造                      | 鉄骨造           | 3階建 |

### 2. 申込手続き

申込期間：平成29年12月20日（水）～同年12月26日（火）

申込団体：やまとみらい

代表団体 株式会社図書館流通センター

（東京都文京区大塚三丁目1番1号）

### 3. 審査の方法

「大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター指定管理者候補者審査要領」（別紙1）に基づき、提出書類について、申込資格等を確認する書類審査、申込団体による企画提案内容の説明に対する面接審査を行うとともに、審議会委員6名による審査会を実施し、やまとみらいが指定管理者の候補者として適しているか否かの検討を行い、指定管理者の候補者を選定しました。

### 4. 評価の基準

「評価基準」（別紙2）による評価を行いました。

### 5. 審査の結果

平成30年1月15日（月）に審議会において、「大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター指定管理者候補者審査要領」に基づく厳正な審査を行った結果、次のとおり指定管理者の候補者を選定しました。

＜指定管理者の候補者＞

団体名 やまとみらい  
代表団体名 株式会社図書館流通センター  
代表者名 代表取締役 石井 昭  
所在地 東京都文京区大塚三丁目1番1号

評価の詳細は、「大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター指定管理者候補者審査に係る評価集計」（別紙3）を参照してください。

6. 指定管理提案額

平成30年度 47,611,200円  
平成31年度 58,307,500円  
平成32年度 58,911,790円

7. 指定期間

平成30年8月1日から平成33年3月31日まで（2年8か月間）

8. 大和市文化創造拠点等運営審議会

＜委員構成＞

会 長 美山 良夫 （慶應義塾大学名誉教授）  
職務代理 宮原志津子 （相模女子大学学芸学部准教授）  
委 員 服部 直子 （大和市文化芸術振興審議会委員）  
委 員 齋藤 正果 （大和市社会教育委員）  
委 員 榎本 麻美子 （大和市子ども・子育て会議委員）  
委 員 細田 徹 （公募委員）

＜外部アドバイザー＞

碓井 敦子 （公認会計士）

## 大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター指定管理者候補者審査要領

大和市文化創造拠点等運営審議会（以下「審議会」という。）による大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターの指定管理者候補者（以下「候補者」という。）の選定のための審査に関し、必要な事項について次のとおり定める。

## 1. 書類審査

申込者から申込書類の提出があった場合は、次のとおり書類審査を行う。

## (1) 審査方法

申込者が提出した書類について、図書・学び交流課が審査を行い、申込資格等を満たしているか判断する。

## (2) 失格要件

申込要項で示す失格の要件に該当する場合、次項の面接審査は行わない。

## 2. 面接審査

書類審査により、申込資格等を満たすと判断された場合は、次のとおり面接審査を行う。

## (1) 審査方法

申込者が企画提案内容等の説明（プレゼンテーション）を行い、その内容について審議会の委員が評価を行う。

## (2) 評価項目及び配点

評価は評価基準（別紙）に定める項目及び配点によって行い、満点を600点、最低基準点を360点とする。

## (3) 失格基準

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 各評価者の評価点を合計した点を合計評価点とし、合計評価点が最低基準点に評価者の人数を乗じた点数に満たない場合。

イ 最低基準点以上の評価点を付けた評価者の人数が過半数に満たない場合。

## 3. 選定

## (1) 候補者の選定

審議会は、申込者が前項に定める失格基準に該当せず、仕様書等で示す要求水準を満たすと認められる場合、申込者を指定管理者の候補者として選定する。

## (2) 選定の報告

審議会は、指定管理者の候補者を選定した場合は、その旨を市長等に報告する。

## 附 則

この要領は、大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターの指定管理者（指定期間：平成30年8月1日～平成33年3月31日）の候補者の選定にあたり有効なものとする。

## 評価基準

| 提案項目                        | 評価基準  | 評価点 |  |
|-----------------------------|---|-----|--|
| <b>1. 運営組織に関すること</b>        |   |     |  |
| (1) 基本的な考え方                 | 施設の設置目的や立地上の特性等を十分に把握した提案がなされていること。   | 70  |  |
| (2) 職員の育成                   | 職員の能力向上や安全管理のための研修・訓練が計画されていること。<br>施設の特性を踏まえた研修メニューが充実していること。                                  |     |  |
| (3) 個人情報の保護及び情報公開           | 個人情報の保護及び情報公開の考え方と方策が適切であること。   |     |  |
| (4) セルフモニタリング               | セルフモニタリングの仕組が適切であること。   |     |  |
| <b>2. 施設の運営・事業の実施に関すること</b> |   |     |  |
| (1) 基本方針                    | 施設の設置目的及び施設コンセプトを十分に理解した提案がなされていること。  | 430 |  |
| (2) サービス提供に関する取組            | 民間のノウハウを生かした利用者の満足度を高める具体的な方策があること。<br>様々な利用者にとって利用しやすい環境を提供するための方策があること。                       |     |  |
| (3) 事業計画                    | ①事業方針及び事業内容<br>仕様書に記載された事業を実施するにあたっての事業方針を記載してください。また、年度ごとの主な事業の具体的な内容、実施予定数、事業費等も合わせて記載してください。 |     | 仕様書に沿った魅力的かつ目的が明確な事業が具体的に計画され、必要となる提案があること。          |
|                             | ②実施体制<br>前述の事業計画を確実かつ効果的に実施するために活用できる、団体の特性や類似事業の実績、職員予定者の経験やネットワークがあれば記載してください。                |     | 団体の特性や実績、職員の経験、業務に必要な能力、ネットワークなどを活かした有効な体制がとられていること。 |
| (4) 人員体制                    | 仕様書や提案内容の実現に適した現実的な運営体制であること。責任者等の配置や、指揮命令系統の構築、業務従事者の質の確保が適切であること。                             |     |  |
| (5) 情報発信に関する取組              | 施設のPR・広報を様々な媒体を利用して幅広く発信するための方策が講じられていること。  |     |  |
| (6) 利用者の誘致・拡大に関する取組         | 利用者の誘致・拡大のための方策が講じられていること。  |     |  |
| (7) 要望・苦情への対応               | 利用者からの要望・苦情に十分対応できる体制がとられていること。   |     |  |
| <b>3. 施設及び設備の維持管理に関すること</b> |   |     |  |
| (1) 基本的な考え方                 | 維持管理業務実施にあたっての考え方が適切であること。  | 30  |  |
| (2) 実施体制及び人員体制              | 委託先を含めて、適切な実施体制及び人員体制がとられていること。   |     |  |
| (3) 安全管理及び緊急時の対応            | 安全管理や緊急時の対応が適切であること。  |     |  |
| (4) 環境への配慮と経費低減への取組         | 環境への負担軽減のための取組が適切であること。   |     |  |
| <b>4. 管理に係る経費に関すること</b>     |   |     |  |
| (1) 経費縮減の取組                 | 経費の縮減に向けた工夫があること。   | 40  |  |
| (2) 収支予算書・指定管理料見積書          | 必要な項目が全て計上された上で、申込要項で示した指定管理料の上限額に対し縮減が可能であること。   |     |  |
| <b>5. 自主事業の実施に関すること</b>     |   |     |  |
| (1) 自主事業の実施及び自主事業の内容        | 施設の特性を活かした魅力的かつ実現性の高い提案内容であること。   | 30  |  |
| (2) 実施体制                    | 自主事業を適切に実施する体制がとられていること。  |     |  |
| 合計                          |   | 600 |  |

## 大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター指定管理者候補者審査に係る評価集計

| 提案項目         |                  | 配点                     | 評価対象団体：やまとみらい |     |     |     |     |     |     |
|--------------|------------------|------------------------|---------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|              |                  |                        | A委員           | B委員 | C委員 | D委員 | E委員 | F委員 |     |
| 1            | 運営組織に関する事        | (1)基本的な考え方             | 70            | 41  | 42  | 42  | 42  | 30  | 35  |
|              |                  | (2)職員の育成               |               |     |     |     |     |     |     |
|              |                  | (3)個人情報の保護及び情報公開       |               |     |     |     |     |     |     |
|              |                  | (4)セルフモニタリング           |               |     |     |     |     |     |     |
| 2            | 施設の運営・事業の実施に関する事 | (1)基本方針                | 430           | 293 | 258 | 258 | 248 | 242 | 278 |
|              |                  | (2)サービス提供に関する取組        |               |     |     |     |     |     |     |
|              |                  | (3)事業計画<br>①事業方針及び事業内容 |               |     |     |     |     |     |     |
|              |                  | (3)事業計画<br>②実施体制       |               |     |     |     |     |     |     |
|              |                  | (4)人員体制                |               |     |     |     |     |     |     |
|              |                  | (5)情報発信に関する取組          |               |     |     |     |     |     |     |
|              |                  | (6)利用者の誘致・拡大に関する取組     |               |     |     |     |     |     |     |
| (7)要望・苦情への対応 |                  |                        |               |     |     |     |     |     |     |
| 3            | 施設及び設備の維持管理に関する事 | (1)基本的な考え方             | 30            | 20  | 18  | 23  | 18  | 18  | 18  |
|              |                  | (2)実施体制及び人員体制          |               |     |     |     |     |     |     |
|              |                  | (3)安全管理及び緊急時の対応        |               |     |     |     |     |     |     |
|              |                  | (4)環境への配慮と経費低減への取組     |               |     |     |     |     |     |     |
| 4            | 管理に係る経費に関する事     | (1)経費縮減の取組             | 40            | 24  | 24  | 28  | 24  | 24  | 24  |
|              |                  | (2)収支予算書・指定管理料見積書      |               |     |     |     |     |     |     |
| 5            | 自主事業の実施に関する事     | (1)自主事業の実施及び自主事業の内容    | 30            | 18  | 18  | 18  | 15  | 18  | 12  |
|              |                  | (2)実施体制                |               |     |     |     |     |     |     |
| 個人別評価点       |                  | 600                    | 396           | 360 | 369 | 347 | 332 | 367 |     |
| 合計評価点        |                  | 3,600                  | 2,171         |     |     |     |     |     |     |

※以下のいずれかに該当した場合は失格【最低基準点 360点】

- ①合計評価点が、最低基準点に評価者の人数を乗じた点数に満たない場合。
- ②最低基準点以上の評価点を付けた評価者の人数が過半数に満たない場合。